

平成 17 年 №27

東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要領の一部を改正する要領

改正理由

教員選考規程の改正に伴い，所要の改正を行うものである。

東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要領の一部を改正する要領を次のように制定する。

平成17年 6 月24日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要領の一部を改正する要領

東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要領（昭和58年 3 月18日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要領の一部改正について

改正理由：教員選考規程の改正に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
（趣旨） 第１ 東京学芸大学における教員養成実地指導を行う非常勤講師（以下「教員養成実地指導講師」という。）の候補者の選考手続及び選考基準については，東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）<u>第23条</u>の規定に基づき，この要領の定めるところによる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要領は，平成17年6月24日から施行し，平成17年4月7日から適用する。</u>	（趣旨） 第１ 東京学芸大学における教員養成実地指導を行う非常勤講師（以下「教員養成実地指導講師」という。）の候補者の選考手続及び選考基準については，東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）<u>第20条</u>の規定に基づき，この要領の定めるところによる。 〔省略〕